

件名	介護予防給付からの要支援者の除外反対に関する陳情			
提出者 住所氏名	埼玉県三郷市鷹野 東京民医連労働組合健和会支部 執行委員長 A			
受理年月日	平成26年1月28日	受理番号	第1号	

## 要旨

介護保険制度の要支援者に対する予防給付を地域支援事業に移行せず、今までどおり行うよう、国に対し意見書を提出してください。

## (理由)

2013年8月6日に「社会保障制度改革国民会議報告書」が出され、また8月21日には「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく『法制上の措置』の骨子について」が閣議決定され、社会保障制度の見直しに向けた動きが始まりました。

12月20日には社会保障審議会介護保険部会より「介護保険制度の見直しに関する意見」が示され、「予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた（中略）地域支援事業の形式に見直すことが必要」と記載されています。

介護保険制度では、「地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し」をすとして、これまで要支援者に予防給付で行ってきたサービスを予防給付から外して地域支援事業で行うとしています。

しかし、要支援者に対する予防給付が地域支援事業に移行されたら、給付内容が市町村の裁量になり、人員や運営の基準もなくなるために、給付内容で自治体間に格差が生じることとなります。また、介護技術の研修を受けていないボランティア等の活用によって、介護の質の低下や利用者の介護度の悪化、事故の危険などが懸念され、訪問介護サービスや通所介護サービスなどが利用できなくなることも予想されます。

さらには、現行の訪問介護・通所介護に係る費用を予防給付から地域支援事業に移行するとしながらも、市町村には総費用額の伸びを低減させることを目標とするよう求めています。また、事業費単価は現行介護報酬以下の単価となるよう市町村が決定し、利用料については現行利用者負担を下回らない仕組みを求めています。これでは、市町村は必要なサービスの提供を抑制され、事業所は経営や

人材確保が困難となり、利用者は更なる負担増で必要なサービスを受けられない事態が予測されます。

今後、高齢者が増える中で、安心して必要な介護サービスが受けられるためには、要支援者に対して、今までどおり介護保険給付（予防給付）で実施することが必要だと考えます。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上